

1. 社外取締役との意見交換における特徴的な意見について

- 取締役会によるガバナンスの発揮状況を把握するため、毎年一部の大手金融機関の社外取締役の方々と意見交換を行っている。今年も意見交換を実施しており、所感を一部紹介する。

- 1つ目は、社外取締役は、経営陣に対する期待が非常に大きく、経営陣が期待された成果を着実に出しているかどうかに関心がある。

社外取締役は、取締役会において、全体的な銀行グループのビジネス戦略や業績・人事評価、人材育成など、経営の大きな方向性や枠組みについて議論することが自らの役割であると認識している。こうした認識の下、社外取締役は、経営陣が具体的にどのように成長戦略を描き、どのように実行していくかに関心があるとの印象を受けた。こうした社外取締役の関心や期待に対し、経営陣は責任を持って応えていく必要がある。

例えば、取締役会で議論した内容が、具体的な施策として現場に反映されず経営に活かされていないという問題意識を持ち、これに対し、たとえ経営陣に危機感があっても現場まで浸透しておらず、結果として、構造改革が進んでいないのではないかと、という意見があった。さらに、事業会社の経営陣と比較して銀行業は特殊という印象を持ち、収益環境が厳しい中でも危機感が感じられない状況に驚いているという意見もあった。社外取締役の金融機関の経営陣に対する期待が高いがゆえに、一部では、経営陣に対し失望感や期待外れの気持ちを抱いている方もいた。取締役の意見に対し、経営が責任を持って応え、結果を出していく必要がある。

- 2つ目は、取締役会における問題提起等に対して、社外取締役は担当役員からより率直な意見を期待している。

印象深かった意見として、主要行等の社外取締役は、大企業のトップを経験した方なども多いため、取締役会での質問に対し、経営陣が委縮しているのではないかと、との意見があった。社外取締役としては、担当役員から直接、現場の感覚を踏まえた率直な意見を聞きたいと思っている。また、事前説明では詳細で本音の議論ができて、取締役会での

議論は形式的に感じられるという意見もあり、取締役会における率直で本音の議論を求めていると感じた。

社外取締役の中には、金融機関が販売している商品の内容など細かい点も含め、相当程度勉強した上で、取締役会で発言を行っている方もいる。さらに、各種委員会等の出席など、相当な時間を割きながらも、自身の知見を活かし、金融機関を良くしようと献身的に取り組まれている。こうした取組みをされる社外取締役からの問題提起などに対し、経営陣は取締役会での議論などで真摯に応えていく必要がある。

- 3つ目は、取締役会におけるリスクアペタイトフレームワーク（RAF）の運営についてである。3月のこの場で、RAFにおいて業種集中に対する社外取締役の牽制・監視や経営上の把握が期待されると述べた。今回の意見交換を通じて、社外取締役からは、RAFに関する報告はあるものの、取締役会での議論は深まっていない旨の意見が複数聞かれた。取締役会における、どこでリスクを取って、どこでリターンを上げるかといったリスクアペタイトに関する議論を活性化させるには、リスクアペタイトをどのような根拠で設定しているか、また、注力領域の見直しを含め、リスクアペタイトをどのように活用しようとしているか、などについて、事前説明を十分行うことなどにより、社外取締役にもしっかりと理解いただくことが必要ではないかと考えている。

- 最後に、社外取締役による牽制機能を発揮させるための工夫が各社に見られるということである。

例えば、取締役会とは別に社外取締役のみの会議を開催し、認識の共有や議論を行い、執行側に意見等を伝えるなど、社外取締役の意見を経営の執行に繋げるための取組みがみられた。こうした工夫は社外取締役の意見をより多く経営陣に届けることが可能であるとして社外取締役も評価しているように感じた。

- 当庁としては、引き続き主要行等のガバナンスの状況をモニタリングしていくが、各行の経営陣においては、社外取締役とのコミュニケーションを密にし、期待に応えられるよう、責任を持って対応してもらいたい。

2. 成年年齢引下げに伴う与信審査について

○ 今国会において、成年年齢の引下げ等を内容とする民法の一部を改正する法律案が提出された。

本法律案は、公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられたこと等の社会・経済情勢の変化への対応を図るため、民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とするものである。

○ 4月16日、成年年齢の引下げ時の消費者被害の拡大防止等のための環境整備に向けて、省庁横断的に検討し、施策の進捗管理を行うための会議体（「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」）が設置された。同会議では、若年者に対する貸金業者等による与信審査についても個別テーマとして議論していくこととしている。

○ 銀行業界に必要とされる対応については、今後議論していきたいが、まずは、成年年齢の引下げに向けて、各金融機関が、銀行カードローン等の消費者向け貸付けを行う場合にも、全国銀行協会の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」のとおり、改正貸金業法の趣旨を踏まえた広告等の実施や返済能力の確認等、審査態勢の整備をより一層徹底してほしい。

○ その上で、一般的に若年者の顧客は、金融商品の取引経験が乏しく、収入が少ないケースが多いと考えられることから、若年者に対する与信の提供に際しては、最低限の取組みとして、例えば、

- ・ 対面での契約説明時や電話による在籍確認等の場面を活用し、契約内容についてより丁寧な説明を行うこと
- ・ 極度額の上限を設定すること等により、過剰な借入れとならないよう配慮すること

等の対応により、引き続き健全な消費者金融市場の形成に資するよう、努めてもらいたい。

3. 口座売買に関する注意喚起について

○ 口座売買については、その口座が、振り込め詐欺やインターネットバンキングの不正送金の受皿口座として悪用されるおそれがあり、警察当局においても、特殊詐欺を助長する犯罪として捜査を強化しており、

検挙件数も近年増加傾向にある。

- 報道によれば、外国人留学生や技能実習生が、生活費や帰国前の小遣い稼ぎを目的に、SNS や口コミを通じて口座売買する手口が増加している模様。平成 29 年のインターネットバンキングにおける不正送金の一次送金先口座名義人の国籍は、ベトナムが約 59%、中国が約 19%、日本が約 11%となっており、外国人が約 9 割を占める状況。

- 各金融機関においては、これまでも、ホームページやポスター掲示などを通じて口座売買に係る注意喚起を行っているものと承知している。昨今の口座売買の実態等も踏まえ、口座開設時の本人確認の徹底は当然として、例えば、外国人留学生等が口座売却額を吊り上げるために、帰国直前に送金限度額を引き上げようとするなど不審な点があれば声掛けするなど、今後とも機会を捉えて未然防止に努めてもらいたい。

(以上)